**平成２６年（フ）第１８９号**
香川県高松市木太町1186番地
債務者　西野　晶夫
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４８号**
北海道砂川市西３条北６丁目１番23号
債務者　村上　一彦
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２６年（フ）第８５号**
北海道登別市常盤町３丁目26番地１　緑ヶ丘団地２号棟233号室
債務者　佐藤　芳枝
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２６年（フ）第２３０号**
盛岡市津志田町３丁目２番33号　都南荘203号、申立時の住所盛岡市上田３丁目５番44号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第２７３号**
相模原市緑区相原２丁目12番18号　スカイコート１―504
債務者　澤田　幸二
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２６年（フ）第８２号**
新潟県新発田市真中2066番地７
債務者　織田　信幸
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第８５号**
新潟県村上市里本庄96番地
債務者　磯部　昌子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第１８７号**
静岡県富士市蓼原町1577番地コープ加藤302号
債務者　杉山　真一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第１８８号**
静岡県富士市蓼原町1577番地コープ加藤302号
債務者　杉山喜美子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２６年（フ）第９７号**
山口県山陽小野田市大字有帆49番地２
債務者　光永　　久
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２６年（フ）第１９７号**
香川県東かがわ市中山759番地
債務者　西川　良則
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１７９号**
茨城県つくば市柴崎68番地19　ラフォーレつくば102号
債務者　中村　淳一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第２６号**
北海道浦河郡浦河町字西舎453番地の２
債務者　谷川　明良
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２６年（フ）第５９９号**
仙台市若林区表柴田町44番地の２　元茶畑パークマンション505
債務者　鈴木真理子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６号**
秋田県鹿角市十和田草木字草木28番地
債務者　黒沢　直人
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２６年（フ）第６７号**
福島県伊達市保原町字東台後24番地３
債務者　佐藤　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
福島地方裁判所

**平成２６年（フ）第２９６号**
新潟市西蒲区巻甲4128番地１　ベルハイツ８―101号
債務者　旭　　忠志
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
新潟地方裁判所民事部